

「医療費控除」についての改正点

I. 医療費控除の改正点

まずは医療費控除について、「提出資料の内容」や「資料の保存ルール」等に改正がありましたので、その内容をお伝えします。

【改正点】

I. **平成29年分の所得税の確定申告から**、書面提出での確定申告において医療費控除を受ける場合の「**領収書の提出**」が不要となりました(※電子申告で申告書を提出している場合はもとも領収書の提出は不要でした)。

ただし、**提出しなかった領収書は、納税者自身が“5年間”保存する必要があります**(※5年間とは法定申告期限から5年間という意味で、例えば平成29年分の確定申告の場合、法定申告期限は平成30年3月15日です)。

II. 領収書の提出の代わりに「**医療費控除の明細書**」の添付が必要となりました。

これまで、「医療を受けた人」「続柄」「病院・薬局などの所在地・名称」「治療内容・医療品名など」「支払った医療費」について記載する「医療費の明細書」なる書式が存在しましたが、この書式内容が変更され「**医療費控除の明細書**」となり、領収書の提出不要と引き換えに**提出が義務化された**訳です。旧書式においては記述式になっていた「治療内容等」の欄が「診療・治療」「介護保険サービス」「医薬品購入」「その他の医療費」の4つの項目を選択するだけの形式に変更され、言葉で内容を記載する必要がなくなりましたので、記入しやすくなっています。

III. 今回新たに導入された仕組みとして、**医療保険者から交付を受けた『医療費通知』(健康保険組合等が発行する『医療費のお知らせ』等)**を添付すると、「**明細の記入**」が省略でき、**尚且つ「領収書の保存」も不要**となりました。

これが本来の導入目的通りに機能すれば、**一見大きな事務負担の軽減**となりそうですが、実際はどうでしょうか？

新書式「医療費控除の明細書」上の「医療費通知に関する事項」の欄には但し書きがあり、「**下記の6項目が記載されたものをいいます**」と記載されています。①被保険者の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

事前に各種医療保険者が発行する通知書の内容を確認してみましたが、**現段階で上記の要件のすべてを具備するものは「協会けんぽ」「大手企業の組合健保」のみ**で、市町村の国民健康保険、医師国保、歯科医師国保組合等が発行するものは、医療費の総額は表示されているが上記⑤の一部負担金額が表示されていない場合が多いようです。

また「協会けんぽ」が発行する通知書につきましても、現状での「通知書発行の時期」と「対象期間」は“暦年”ではありませんでした(例:平成28年10月～平成29年9月の1年分を平成30年2月に通知)。

各保険者によって「通知書発行の時期・回数」と「対象期間」は様々ですし、通知書のみで保険診療分の医療費控除手続きを完結させることは現時点では難しそうです。

もともとは「医療費の自己確認による健康管理への意識付け、医療機関の過剰請求、空請求等の不正防止」等が目的で発行されている資料ですので止むを得ない部分はありますが、今回の改正自体について各保険者の窓口が把握していない現状では、使い勝手が良くなるまでにはある程度の時間を要することになりそうです。

以上の改正点はすべて**今年平成29年度分の確定申告からの適用**となっておりますが、**経過措置として平成29年～31年度分までの確定申告については、従来通り医療費の領収書の添付又は提示による方法での申告も可能**となっております。

II. セルフメディケーション税制について

約1年前にも当レポートでお伝えさせて頂きましたが、**本年度より「セルフメディケーション税制」の適用が開始されます**ので、あらためて再確認しておきます。

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、セルフメディケーション(自主服薬)を目的に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定の**スイッチOTC医薬品**(薬局・ドラッグストア等で販売されている大衆薬・市販薬)を購入した場合で、購入金額が**一世帯あたり年間12,000円を超える場合**には、その**超える部分の金額を所得から差し引くことができる**という制度です。**医療費控除との併用は不可で、いずれかを選択適用することとなります**。医療費の領収書は10万円に満たないが、対象医薬品で12,000円を超えるケース等もあるでしょうから、領収書は漏れなく確定申告の際に顧問税理士に提出するようにして下さい。

また、適用要件に、適用を受けようとする者が「**健康増進や疾病予防への取組として『一定の取組』を行っていること**」という要件がありました。

「一定の取組」とは、具体的には次のいずれかです。

①特定健康診査(いわゆるメタボ健診)②予防接種③定期健康診断(事業主健診)④健康診査⑤がん検診

また、「**一定の取組**」を行ったことを明らかにする書類(予防接種の領収証、健康診断の結果通知表等)も必要となりますので、こちらの制度を選択される場合にはご注意下さい。